

2025年2月7日

## スマートCat 約款変更のお知らせ

平素はスマートCatをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年3月10日付で「スマートCatソフトウェア利用約款」、及び「スマートCatソフトウェアカスタマイズサポートサービス約款」を一部変更させていただきます。

### ■主な変更点

1. 別紙 動作環境の切り離しに伴う変更

約款巻末の別紙にはバージョン毎の動作環境を記載しておりました。

約款とは性質が異なるため、約款から切り離し、今後はホームページや本サイト上に仕様を掲載するよう変更いたします。

※当社指定の動作環境外でスマートCatをご利用される場合はサポート対象外となります

2. 条項を修正・追加したことによる変更

各条項の記載内容を見直しいたしました。

改定後の「スマートCatソフトウェア利用約款」、「スマートCatソフトウェアカスタマイズサポートサービス約款」については、こちらをご確認ください。

3月10日適用：[スマートCatソフトウェア利用約款](#)

[スマートCatソフトウェアカスタマイズサポートサービス約款](#)

何卒、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

# スマートCat関連約款変更点

## 1. スマートCatソフトウェア利用約款

No	変更理由	変更箇所	内容
1	条項を修正・追加したことによる変更	第2条(1)	(第24条(本件ソフトウェアのカスタマイズ)によりカスタマイズされたソフトウェアを含みます)23条→24条へ変更。(本件ソフトウェアのカスタマイズ)を追加
2	条項を修正・追加したことによる変更	第10条(2)	第10条(2):第16条(契約の終了)第2項→第16条(契約の終了)第3項に変更
3	条項を修正・追加したことによる変更	第15条	文言変更 利用契約は、第10条(利用申込の承諾と契約の成立)に定める利用契約の成立した日から、第16条(契約の終了)第1項から第3項または第41条(反社会的勢力の排除)に基づいて利用契約が終了する日まで有効なものとして存続します。
4	条項を修正・追加したことによる変更	第16条2項	2項を追加 2. 当社は、本件ソフトウェアを構成するOSやDBのメーカーサポート終了など止むを得ない理由により、本件ソフトウェアの特定バージョンの提供を中止し、利用契約を終了する場合があります。なお、この場合当社は終了させる6ヶ月前までに契約者に通知します。
5	条項を修正・追加したことによる変更	第16条6項 (現第16条5項)	文言変更第38条(秘密保持)及び第39条(保証と責任)の定めは、利用契約の終了後においてもその効力を有するものとします。
6	別紙 動作環境の切り離しに伴う変更	第17条	条項追加 第17条(本件ソフトウェアの対象バージョン) 本約款に基づき、当社が利用許諾する本件ソフトウェアの対象バージョンは、当社のホームページ(宅急便送り状発行業務支援システム「スマートCat(イージー出荷)」)に定めます。 2. 前項に記載の対象バージョンは、本件ソフトウェアの改良版の提供開始により追加される場合及び第16条(契約の終了)第2項により廃止される場合があります。
7	条項を修正・追加したことによる変更	第18条(現17条) 第21条(現20条) 第22条(現21条) 第26条(現25条) 第31条(現30条)	第18条・第21条 使用権の文言を利用権へ変更 第22条・第26条・第31条 使用の文言を利用へ変更
8	条項を修正・追加したことによる変更	第18条(現17条)～第41条(現40条)	第18条～第41条:条項番号を変更 第31条(6):第29条→第30条へ変更 第39条3項:第33条→第34条へ変更
9	条項を修正・追加したことによる変更	第30条(現29条)	文言変更 当社は、本件ソフトウェアの契約の成立(第10条)から終了(第16条第1項から第3項または第41条)までの期間、契約者に対しサポートサービスを提供します。
10	条項を修正・追加したことによる変更	第30条第3項 (現29条第3項)	項番を括弧付に変更

11	別紙 動作環境の切り離しに伴う変更	第31条 (現30条)	文言変更 (1) パッケージ、マニュアル、当社ホームページ等に明記していない利用環境のもとでの現象
1 2	別紙 動作環境の切り離しに伴う変更	第39条 (第38条)	文言変更 当社は、本件ソフトウェアに関しては、当社のホームページ（宅急便送り状発行業務支援システム「スマートCat（イージー出荷）」）に記載の動作環境以外では技術的な問題の原因特定や解消を含むいかなる保証もせず、一切その責任を負いません。
1 3	別紙 動作環境の切り離しに伴う変更	別紙	全削除

## 2. スマートCatソフトウェアカスタマイズサポートサービス約款

No	変更理由	変更箇所	内容
1	条項を修正・追加したことによる変更	第13条	文言変更 本契約の契約期間は、第10条（本契約申込の承諾と契約の成立）に定める本契約の成立した日から、利用約款に基づく利用契約が終了するまでとします。
2	条項を修正・追加したことによる変更	第14条	文言変更 部分（手形交換所→手形と変更） (3) 手形又は小切手が不渡処分となったとき、または支払停止状態に至ったとき
3	条項を修正・追加したことによる変更	第15条(2) 第26条	29条→30条へ変更。 34条→35条へ変更。36条→37条へ変更。
4	別紙 動作環境の切り離しに伴う変更	第16条(3)	文言変更 (3) 契約者が当社のホームページ（宅急便送り状発行業務支援システム「スマートCat（イージー出荷）」サービス）に記載された動作環境以外で本システムを使用した場合

以上